

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

改正案	現行
<p>（金融等デリバティブ取引） 第一条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十条第六項第十四号の主務省令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで又は第四号（二を除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p>	<p>（金融等デリバティブ取引） 第一条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十条第六項第十四号の主務省令で定めるものは、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百四十九条第一項に規定する店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p>

イ〜ヘ (略)

ト 商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利

三 (略)

(専門子会社の業務等)

第三十四条 (略)

2 法第十一条の四十七第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。

一〜三 (略)

3〜11 (略)

(従属業務等)

第三十五条 (略)

イ〜ヘ (略)

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 (略)

(専門子会社の業務等)

第三十四条 (略)

2 法第十一条の四十七第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。

一〜三 (略)

3〜11 (略)

(従属業務等)

第三十五条 (略)

2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

一〜七（略）

八 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「カード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそのカード等と引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。次号において同じ。）をする業務

九 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

一〜七（略）

八 それを提示し若しくは通知して、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「証券等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

九 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務

十ノ三十一 (略)

3ノ7 (略)

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十七条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一・二 (略)

三 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況、特定信用事業代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人(二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う者を除く。)であるときは、その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別特定信用事業代理行為(当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第九十二条の二第二項第一号若しくは第三号に掲げる行為(所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。))をいう。ロに

十ノ三十一 (略)

3ノ7 (略)

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十七条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一・二 (略)

三 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況、特定信用事業代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人(二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う者を除く。)であるときは、その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別特定信用事業代理行為(当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第九十二条の二第二項第一号若しくは第三号に掲げる行為(所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。))をいう。ロに

において同じ。)を行う場合にあっては、次に掲げる行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品(資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ、第六号ハ及び第七号ロにおいて同じ。)であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合資金の貸付業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること(申請者が兼業業務を行わない場合を除く。)

(2)・(3) (略)

ロ、ホ (略)

四・五 (略)

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合において、次のいずれにも該当しないこと。

イ、ハ (略)

(削る)

において同じ。)を行う場合にあっては、次に掲げる行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品(資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号ハ及びニにおいて同じ。)であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合資金の貸付業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること(申請者が兼業業務を行わない場合を除く。)

(2)・(3) (略)

ロ、ホ (略)

四・五 (略)

六 次のいずれにも該当しないことにより、準用銀行法第五十二条の三十八第一項第三号に規定する特定信用事業代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないこと。

イ、ハ (略)

ニ 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務(所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められないものを除く。)であるときは、特定信用事業代理業として行う法第九十二条の二第二項第一号及び

七、主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合を除き、特定信用事業代理業として行う法第九十二条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債

ニ・ホ（略）

ホ・ヘ（略）
（新設）

第三号に掲げる行為（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次のいずれかに該当していないこと。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

(2) 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、特定信用事業代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしてい

を担保として行う契約に係るものを除く。)の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること(事業の用に供するための資金に係るものを除く。)

ロ 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に
関与するものでないこと。

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、特定信用事業代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

(兼業の承認の申請等)

第五十七条の十一 (略)

一～三 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第五十七条の七第六号又は第七号に掲げる事項に該当する場合は、承認するものとする。

(兼業の承認の申請等)

第五十七条の十一 (略)

一～三 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第五十七条の七第六号に掲げる事項に該当しない場合は、承認するものとする。

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第二号)

改正案	現行
<p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)</p> <p>第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ヘ (略)</p> <p>ト 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利</p> <p>三 (略)</p> <p>(組合又は連合会の子会社の範囲等)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用す</p>	<p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)</p> <p>第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ヘ (略)</p> <p>ト 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第八項に規定する先物取引に係る権利</p> <p>三 (略)</p> <p>(組合又は連合会の子会社の範囲等)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用す</p>

る場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(組合のために行う場合を含む)。

一〜六 (略)

七 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「カード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそのカード等と引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。次号において同じ。)をする業務

八 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

る場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(組合のために行う場合を含む)。

一〜六 (略)

七 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「証券等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

八 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務

九〇二十八 (略)

(連合会の子会社となる専門子会社の業務等)

第二十七条 (略)

2 法第八十七条の三第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二十一条に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

三〇15 (略)

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)は、法第二百一十一条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる

九〇二十八 (略)

(連合会の子会社となる専門子会社の業務等)

第二十七条 (略)

2 法第八十七条の三第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品取引所法第十六条に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

三〇15 (略)

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)は、法第二百一十一条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる

事項を審査するものとする。

一・二 (略)

三 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況、特定信用事業代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人(二以上の事務所特定信用事業代理業を行う者を除く。)であるときは、その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別特定信用事業代理行為(当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第二百二十一条の二第二項第一号若しくは第三号に掲げる行為(所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。))をいう。ロにおいて同じ。)を行う場合にあっては、次に掲げる行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品(資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ、第六号ハ及び第七号ロにおいて同じ。)であつてその契約の締結に係る審査に關与しない場合

事項を審査するものとする。

一・二 (略)

三 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況、特定信用事業代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人(二以上の事務所特定信用事業代理業を行う者を除く。)であるときは、その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別特定信用事業代理行為(当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第二百二十一条の二第二項第一号若しくは第三号に掲げる行為(所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。))をいう。ロにおいて同じ。)を行う場合にあっては、次に掲げる行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品(資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号ハ及びニにおいて同じ。)であつてその契約の締結に係る審査に關与しない場合 資

資金の貸付業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を行わない場合を除く。）。

(2)・(3) (略)

ロゝホ (略)

四・五 (略)

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イゝハ (略)

(削る)

金の貸付業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を行わない場合を除く。）。

(2)・(3) (略)

ロゝホ (略)

四・五 (略)

六 次のいずれにも該当しないことにより、準用銀行法第五十二条の三十八第一項第三号に規定するその特定信用事業代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないこと。

イゝハ (略)

ニ 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務（所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められないものを除く。）であるときは、特定信用事業代理業として行う法第二百一条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容内容及び方法が、次のいずれかに該当していないこと。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

(2) 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査

ニ・ホ (略)

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合を除き、特定信用事業代理業として行う法第二百一十一条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に
関与するものでないこと。

に
関
与
す
る
も
の
で
な
い
こ
と。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、特定信用事業代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとして
い
る
こ
と。

ホ・ヘ (略)
(新設)

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、特定信用事業代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

(兼業の承認の申請等)

第五十条の十一 (略)

一 三 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第五十条の七第六号又は第七号に掲げる事項に該当する場合は、承認するものとする。

(兼業の承認の申請等)

第五十条の十一 (略)

一 三 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第五十条の七第六号に掲げる事項に該当しない場合は、承認するものとする。

改正案	現行
<p>(付随業務) 第五十八条 (略)</p> <p>256 (略)</p> <p>7 法第五十四条第四項第十七号の主務省令で定めるものは、上場商品構成物品等(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。) (一)第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。 (二)において商品市場(同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。) (三)における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで又は第四号(二を除く。)に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)</p> <p>第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p>	<p>(付随業務) 第五十八条 (略)</p> <p>256 (略)</p> <p>7 法第五十四条第四項第十七号の主務省令で定めるものは、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三百四十九条第一項に規定する店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)</p> <p>第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p>

イ〜へ (略)

ト 商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利

三 (略)

(専門子会社の業務等)

第九十五条 (略)

2 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げる業務とする。

一〜三 (略)

3〜9 (略)

(従属業務等)

第九十七条 (略)

イ〜へ (略)

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 (略)

(専門子会社の業務等)

第九十五条 (略)

2 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げる業務とする。

一〜三 (略)

3〜9 (略)

(従属業務等)

第九十七条 (略)

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

一〜十四（略）

十五 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「カード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそのカード等と引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。次号において同じ。）をする業務

十六 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

一〜十四（略）

十五 それを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「証券等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

十六 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務

十七〜三十九 (略)

3〜7 (略)

(農林中央金庫代理業の許可の審査)

第二百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の第二項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一・二 (略)

三 農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、農林中央金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人(二以上の事務所)で農林中央金庫代理業を営む者を除く。)であるときは、その営む農林中央金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別農林中央金庫代理行為(当座預金の受入れ)を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第九十五条の第二項第二号に掲げる行為(農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)をいう。ロにおいて同じ。

をを行う場合にあつては、次に掲げる行為の内容の区分に応じ

十七〜三十九 (略)

3〜7 (略)

(農林中央金庫代理業の許可の審査)

第二百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の第二項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一・二 (略)

三 農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、農林中央金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人(二以上の事務所)で農林中央金庫代理業を営む者を除く。)であるときは、その営む農林中央金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別農林中央金庫代理行為(当座預金の受入れ)を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第九十五条の第二項第二号に掲げる行為(農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)をいう。ロにおいて同じ。

をを行う場合にあつては、次に掲げる行為の内容の区分に応じ

それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいい、貸付けの金額は一千万円を上限とする。ロ、第六号ハ及び第七号ロにおいて同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

(2)・(3) (略)

ロゝホ (略)

四・五 (略)

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イゝハ (略)

(削る)

それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいい、貸付けの金額は一千万円を上限とする。ロ並びに第六号ハ及び二において同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

(2)・(3) (略)

ロゝホ (略)

四・五 (略)

六 次のいずれにも該当しないことにより、準用銀行法第五十二条の三十八第一項第三号に規定する農林中央金庫代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないこと。

イゝハ (略)

ニ 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務（農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められないものを除く。）であるときは、農林中央金庫代理業として行う法第九十五条の二第二項第二号

ニ・ホ (略)

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合を除き、農林中央金庫代理業として行う法第九十五条の二第二項第二号に掲げる行為（農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担

に掲げる行為（農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次のいずれかに該当していないこと。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

(2) 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行つている顧客に対し、農林中央金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、農林中央金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の農林中央金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしてしていること。

ホ・ヘ (略)

(新設)

保として行う契約に係るものを除く。)の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること(事業の用に供するための資金に係るものを除く。)

ロ 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に
関与するものでないこと。

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、農林中央金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、農林中央金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の農林中央金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

(兼業の承認の申請等)

第二百二十七条 (略)

一、二、三 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣及び金融庁長官は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第二百二十三条第六号又は第七号に掲げる事項に該当する場合は、承認するものとする。

(兼業の承認の申請等)

第二百二十七条 (略)

一、二、三 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣及び金融庁長官は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第二百二十三条第六号に掲げる事項に該当しない場合は、承認するものとする。